

笠間市議会議会運営委員会記録

令和8年8月25日 午前9時58分開会

出席委員

委員長	村上 寿之 君
副委員長	安見 貴志 君
委員	河原井 信之 君
〃	川村 和夫 君
〃	益子 康子 君
〃	田村 泰之 君
〃	西山 猛 君

欠席委員

委員	大貫 千尋 君
----	---------

委員以外の出席議員

議長	畑岡 洋二 君
----	---------

出席説明員

総務部長	瀬谷 昌巳 君
------	---------

出席議会事務局職員

議会事務局長	石井 謙
議会事務局次長	小松崎 守
主査	上馬 健介
係長	神長 利久

議 事 日 程

令和 8 年 8 月 2 5 日（火曜日）

午前 9 時 5 8 分開会

1 開会

2 案件

（１）令和 8 年第 3 回笠間市議会定例会について

（２）その他

午前 9 時 5 8 分開会

○村上委員長 議会運営委員会委員の皆様並びに議長には何かとお忙しい中御出席を賜りありがとうございます。本日は令和 8 年第 3 回笠間市議会定例会の提出議案、会期日程及び議案等の取扱いについて御協議願いたくお集まり頂いた次第であります。よろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席委員は 7 名であります。欠席委員は大貫千尋君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員以外に議長、総務部長、議会事務局より局長、次長、主査、係長が出席しております。

本日の会議の記録は、書記の主査にお願いします。

なお傍聴の申出がありましたので報告いたします。

○村上委員長 会議に先立ち議長より挨拶をお願いします。

○畑岡議長 お早うございます。お忙しいところありがとうございます。今、委員長のほうからありましたように令和 8 年第 3 回定例会の議案等々のことということで議会運営委員会を開いて頂きましてありがとうございます。

しっかりと議論して頂いて第 3 回定例会が滞りなく実施されるようによろしく願いいたします。以上でございます。

〔議長 退席〕

○村上委員長 これより協議事項に入ります。

（１）令和 8 年第 3 回笠間市議会定例会についてを議題といたします。

最初に①令和 8 年第 3 回笠間市議会定例会の招集告示についてであります。資料のとおり本日招集告示がされたところであります。

次に、②提出議案等について総務部長より説明願います。

総務部長瀬谷昌巳君。

○瀬谷総務部長 03 提出予定議案一覧を御覧ください。令和 8 年第 3 回定例会には、資料一覧のとおり、諸般の報告 1 件、内容は 7 件でございます。報告が 1 件、認定が 5 件、諮問が 2 件、議案が 14 件、合わせて 23 件提案が予定されております。

それぞれの内容について概略を説明させていただきます。

提案 1 の諸般の報告の 1 番目は、令和 7 年度に完了しました笠間市一般会計の継続費に係る継続年度が終了した北川根小学校整備事業などについての精算報告をするものでございます。2 番目 3 番目は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、一般会計、特別会計の健全化判断比率及び公営企業会計などの資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。4 番目は、債権管理条例に基づき、令和 7 年度に放棄した非強制徴収債権を報告するものでございます。5 番目の専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることにつきましては、令和 8 年 4 月 16 日午後 3 時 40 分頃、友部中学校の敷地内において、保護者が乗用車を駐車したところ、同校のソフトボール部の部活中の生徒が放った打球が当該車両の後部にぶつかり、破損させたもので、市は損害賠償額として 8 万 5,668 円を加入している損害保険から相手方へ支払うもので、責任割合は、市側 100%、相手側は 0%とし、令和 8 年 6 月 8 日付で専決処分したものの報告でございます。6 番目の専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることにつきましては、令和 3 年 10 月に地域包括支援センターが作成する笠間市地域包括ケアのためのミニ情報と題した冊子を、発行いたしました。冊子の表紙に著作権のあるイラストを無料で使用できると誤認して印刷し、また冊子を市の公式ホームページサイトで、令和 8 年 4 月まで公開しました。これにより、著作権を侵害したことについて、著作権者側から損害賠償請求があり、この事実を認め、示談するものでございます。市は損害賠償額として 36 万 8,500 円を加入している賠償補償保険から相手方へ支払うもので、責任割合は、市側は 100%、相手側は 0%とし、令和 8 年 6 月 26 日付けで専決処分したものの報告でございます。7 番目の専決処分の報告について、損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、令和 8 年 5 月 1 日、午後 9 時 30 分頃、被害者が運転するバイクが笠間市安居地内の市道岩間東 316 号線を走行中、強風により倒木し市管理の街路樹に直前まで気がつかず、ブレーキをかけたが止まれず衝突したもので、市は損害賠償金としまして 2 万 5,505 円を加入している賠償補償保険から相手方へ支払うものでございます。責任割合は、市側は 80%、相手側 20%とし、令和 8 年 7 月 17 日に専決処分したものの報告でございます。

提案 2 の報告、専決処分の承認を求めることについて、損害賠償の額を定めることにつきましては、令和 8 年 4 月 24 日午前 11 時 40 分頃、被害者の大型トラックが笠間市安居地内の市道岩間東 87 号線を走行中、反対者側から走行する車両を避けるため路肩に寄せた際に、グレーチングがトラックの重みで持ち上がり、トラック中部の燃料タンクに直撃し破損したものでございます。市は損害賠償額として 60 万 2,030 円を加入している賠償保険から相手方へ支払うもので、責任割合は、市側 100%、相手側 0%とし、令和 8 年 7

月 9 日付けで専決処分したものの承認を求めるものでございます。

提案 3 から提案 7 の認定ですが、令和 7 年度笠間市一般会計及び特別会計、市立病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計の決算については、地方自治法及び地方公営企業法の規定により議会の認定に付するものでございます。

提案 8 から提案 9 の諮問、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては、令和 8 年 12 月 31 日をもって、平澤浩子氏、畠山好文氏の任期が満了により、引き続き再任したいことから、法務大臣に推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。

提案 10 の議案、笠間市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

提案 11 号議案、笠間市印鑑条例の一部を改正する条例については、出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

提案 12 の議案、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、地方自治法及び地方自治法施行令において、公金の収納事務のデジタル化に係る規定が新設されたことに伴い、本市の条例において引用する条文の条ずれが生じることから、関係条例の整理を行うため、所要の改正を行うものでございます。

提案 13 の議案、笠間市都市計画法に基づく、開発行為に関する制限の強化に強化及び緩和に関する条例については、都市計画法に基づく開発行為に伴い設置される公園について、同法の施行令の基準に基づき、設置を必要とする関係面積の基準の緩和及び公園 1 か所当たりの面積の最低限度を定める基準の強化など、条例を制定するものでございます。

提案 14 の議案、工事請負契約の締結について（空調整備工事）は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例において規定する額を超えるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約予定額は 5 億 1,370 万円で、契約相手は水戸市千波町にございます暁飯島工業株式会社となります。

提案 15 の議案、動産購入の契約の締結について（笠間市立学校タブレット端末、クロームブックの購入）は予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例において、規定する額を超えるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約予定額は 2 億 5,555 万 8,996 円で、契約相手は水戸市城南にございます富士電機 IT ソリューション株式会社となります。

提案 16 の議案、和解については、令和 5 年 1 月 6 日に、施工中の諏訪クリーンパーク第 2 期最終処分場建設工事において、貯留槽擁壁一部倒壊事故について、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるものです。相手は水戸市城南 1 丁目 1 番 6 号にあります八千代エンジニアリング株式会社茨城事務所で責任割合は、市側 0、相手側は 100%となり、和解額は 460 万円となります。

提案 17 から、最後の提案 23 までの議案は、令和 8 年度笠間市一般会計補正予算（第 3

号)から、令和8年度笠間市下水道事業会計補正予算(第1号)までの7会計の予算について、それぞれ補正予算を行うものです。

以上で、9月定例会に上程予定の議案等の説明を終わります。

○村上委員長 以上で説明が終わりました。提出議案等の取扱いについて、質疑等がありましたら挙手によりお願いいたします。

何かありますか。

ないようであれば御承認をお願いできればと思うのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○村上委員長 御承認して頂くということでよろしく申し上げます。

次に、③会期日程案について事務局より説明願います。

○小松崎議会事務局次長 会期日程(案)につきまして御説明いたします。タブレット資料の04、会期日程(案)を御覧頂きたいと思います。前回の議会運営委員会や全協でもお示ししたとおり、会期は9月1日から9月18日までの18日間に変更はございません。

なお一般質問の通告の締切りは9月1日正午。議案質疑通告の締切りは同日午後5時まで。総括質疑通告締切りは9月14日正午。討論通告締切りは9月16日午後5時までとなります。

また9月3日の本会議終了後、議会運営委員会を開催し、一般質問の取扱いについて協議をお願いいたします。

説明は以上でございますはい。

○村上委員長 以上で説明が終わりました。

会期日程(案)については、先月の全協でも報告し了承を得ているところでありますが、改めてお諮りいたします。

会期日程(案)について、このとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上委員長 御異議なしと認め、このように決しました。

なおただいま決定しました会期日程(案)については、第3回定例会初日に改めて委員会から報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、④議案等の取扱いについて、事務局より説明願います。

事務局次長小松崎守君。

○小松崎議会事務局次長 議案等の取扱いについて御説明いたします。資料05議事日程第1号を御覧ください。

初日、9月1日の議事日程になります。日程第1、会議録署名議員の指名についてですが、今回は議席番号18番大貫議員と19番大関議員が本定例会期中の会議録署名議員となります。

続きまして日程第2、会期の決定について、日程第3、諸般の報告につきましては先ほ

ど総務部長より説明がありました、法令等に基づく報告事項について7件の報告がございます。また会議規則第167条第1項ただし書の規定に基づき議員派遣を行いました。去る7月28日から29日に実施されました広報委員会行政視察について報告をいたします。こちらにつきましては資料11、議員の派遣についてを御覧ください。

続きまして日程第4、請願陳情については、この後、取扱いにつきまして協議頂きますが、所管の常任委員会へ付託いたします。

日程第5、委員会提出議案第1号笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、規則により、委員会付託がありませんので、提案理由の説明の後即決でお願いしたいと思います。

日程第6、報告第7号専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）につきましては、提案理由の説明の後、即決でお願いしたいと思います。なお即決議案につきましては別に掲載させて頂いております資料の06即決議案一覧表を御覧頂きたいと思います。

続きまして日程第7、認定第1号、令和7年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第5号、令和7年度笠間市下水道事業会計決算認定についてまでの5件につきましては、一括議題として提案者の説明を受けます。

日程第8、諮問第6号及び諮問第7号の人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては、即決議案となります。

日程第9、議案第39号笠間市税条例の一部を改正する条例についてから日程第16、議案第52号、令和8年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）までの14議案につきまして、提案者から説明を受けます。

初日の議事日程については以上でございます。

続きまして資料07議事日程第2号を御覧頂きたいと思います。

第2日、9月3日の議事日程になります。

日程第1、会議録署名議員の指名については会期中、会議録署名議員に変更はございません。

日程第2、認定第1号、令和7年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第5号令和7年度笠間市下水道事業会計決算認定についてまでの5件につきましては、議案質疑の後、資料08の議案付託区分表上段のとおり予算決算委員会に付託いたします。

日程第3、議案第39号笠間市税条例の一部を改正にする条例から、議案第52号、令和8年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）までの14議案につきましては、議案質疑の後、資料08の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

説明は以上でございます。

○村上委員長 以上で説明が終わりました。

議案等の取扱いについて何かありましたら挙手によりお願いいたします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○村上委員長 なければ質疑を終了します。

お諮りいたします。

議案等の取扱いについては、ただいまの説明のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上委員長 異議なしと認め、そのように決しました。

次に、⑤請願陳情について事務局より説明願います。

事務局次長小松崎守君。

○小松崎議会事務局次長 請願陳情について御説明させていただきます。資料の09、請願陳情文書表を御覧頂きたいと思います。今回、請願が1件提出されております。資料10、請願第8－1号の教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願については、請願の内容から教育福祉委員会に付託するものと思われま。

説明は以上でございます。

○村上委員長 以上で説明が終わりました。

請願の取り扱いについて質疑がありましたら挙手によりお願いします。

なければ質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

請願についてはただいまの説明のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上委員長 異議なしと認めこのように決しました。

執行部で、ほかに案件、報告事案等がなければ、ここで退席願います。

○瀬谷総務部長 特にございません。

[総務部長退席]

○村上委員長 次にその他でございますが何かあれば。

西山委員。

○西山猛委員 議員辞職の件に関して、できれば休憩を頂いて皆さんの意見をまとめたいと思います。

○村上委員長 暫時休憩します。

午前10時19分休憩

午前10時28分再会

○村上委員長 会議を再開します。

先ほど西山委員からあった長谷川議員の辞職に対するお話なのですが、委員長に任せて頂いて、委員長のほうから声をかけてみたいと思いますので、皆様よろしくお願ひしたいと思います。

○西山猛委員 議会運営委員会に関わることなので、議会運営委員会の意見としてはということも付け加えて話してください。

○村上委員長 議会運営委員会に関わることということも当然付け加えてお話しさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(「お願ひします」と呼ぶ者あり)

○村上委員長 ほかに何かありました。

なければこれで終わりたいと思うのすけども、どうでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○村上委員長 なければ以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

なお、次回の議会運営委員会は、9月3日(木)本会議終了後に開催予定としますので、御承知お願ひいたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時29分閉会

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(「異議なし」と呼ぶ者あり)